主 文 原決定(決定書五〇通)を取消す。 相手方の本件文書提出命令の申立を却下する。

理由

ー、 抗告の趣旨 <u>主文同旨</u>。

抗告の理由 別紙目録(二)記載のとおり。

三、 当裁判所の判断

(一) 本件文書提出命令の申立は、製薬会社である相手方が民事訴訟法三一二条三号に基づき、本案訴訟につき第三者である別紙目録(三)記載の各病院等に対しその所持する抗告人ら(患者)の診療録(別紙目録(四)記載の文書)の提出命令を求め、原決定はこれを容認したものである。

(二) 診療録は、患者を診療した医師が、医師法二四条、同法施行規則二三条などに基づき、その診療後遅滞なく診療を受けた者の任所、氏名、性別及び年令、病名、主要症状、治療方法(処方及び措置)、診療年月日、その他診療に関する必要事項を記載して医師又はその所属の病院でこれを五年間保存すべき文書であつて、それは元来、医師が自己の行なつた治療行為についての思考活動を補助、軽減するための一種のメモないし備忘録たる性質を有する。

〈要旨〉(三) そこで、診療録が本件において民訴法三一二条三号の文書に該るか否かにつき次に同条三号前段、後段〈/要旨〉にわけて順次検討する。

1. 民訴法三一二条三号前段の「挙証者ノ利益ノ為二作成セラレ」た文書とは、挙証者の法的地位や権限を直接証明し、又はこれを基礎づける目的で作成された文書を指し、それは必ずしも挙証者の利益だけのために作成されたものである必要はなく、同時に他人の利益のためにも併せて作成されたものであつても差支えないと考える。

そして、前示のとおり診療録は、医師が専ら自己の利益のためその思考活動を軽減補助し、適正な診療をはかる目的で作成したものであつて、それは患者自身の社会的権利義務の確認のために、例えば出生、死亡時の確定や各種の手当金請求として使用される診断書その他の証明書作成にあたつて患者の健康状態を知る資料して利用されることはあるが、患者自身に対する関係においてきるにはおいてもの法はしばらく措くとして、少くとも本件の法院のである。しかしその点はしばらく措くとして、少くとも本件のよい、診療録所持者たる医師ないし病院と、診療録中に投与の量、方法、被投与有に、診療録所持者たる医師ないし病院と、診療録中に投与の量、方法、被投与有に入る等が記載されているとみられる医薬品を製造したり、方法、被投与有手、との関係においては、診療録が相手方の法的地位ないし権限を直接証明し、である。と認めることができない。

2. 民訴法三一二条三号後段の「挙証者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律関係ニ付」き作成された文書とは、挙証者と文書所持者との間に成立する法律関係体体の法律関係の構成要件事実の全部又は一部が記載された文書をいるあるところ、診療録は1に述べたとおり医師ないし病院と患者との間の法律関係を記載した書面といえる場合があるのは格別、挙証者たる製薬会社と所持着たる配した書であるということがであるがはあるが、法令合むりを記載の氏名においてできない。けだし、法令合むりを記載の氏名において表した。その投与量等を含むりを記載するといの表示を表示を含むりを記載を表示となのであるが、法令合むりを記載を表示とないの氏名においてもるの提出を求める場合には診療契といいたのであるとは認められないからである。

3. なお、第三者に対し文書の提出を命ずる決定に対しても、本件抗告人ら (相手方たる当事者)はこれについて利害関係を有しているところ、民訴法三一五 条は即時抗告権者につき何らの限定を付していないから、抗告人らは同条により即 時抗告をなし得る。

四、結論

以上のとおりであるから、本件診療録はいずれも民事訴訟法三一二条三号前段及び後段の文書に該当しないことが明らかである。よつて、相手方の申立により所持人たる病院ないし病院長に対し、本件診療録の提出を命じた原決定(五〇通)は不 当であるからこれを取消し、相手方の本件文書提出命令の申立を却下することと し、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 下出義明 裁判官 村上博巳 裁判官 吉川義春)

紙 目 録

<記載内容は末尾1添付>

別紙目録 (三)

所持者の目録

(3) 別紙目録第三

相生市ab一c 山 口 医

院

院 長 A 以下(79)まで省略 (4)

<記載内容は末尾2添付>